

公益社団法人 東京都足立区歯科医師会障がい者歯科診療協力医規則

第1条 この規則は、公益社団法人 東京都足立区歯科医師会(以下「本会」という。)定款4条の規定に基づき、公益社団法人 東京都足立区歯科医師会障がい者歯科診療協力医 (以下「協力医」という。)について、必要な事項を定める。

第2条 協力医は、本会定款第3章の定める会員とし、障がい者歯科診療小委員会が選出し、理事会の承認をもって任命する。

第3条 協力医は、原則24名をもって構成する。

第4条

- 1 協力医の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した協力医は、前任者の残任期間とする。
- 3 協力医は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者が職務を行わなければならない。

第5条 協力医は、障がい者歯科診療事業に協力し、事業推進に資するため、次の事項を行う。

- 1 障がい児歯科診療
- 2 研修会への参加ならびに協力
- 3 障がい者歯科診療事業に関する調査研究
- 4 関連学会への研究ならびに参加
- 5 その他必要な事項

第6条 協力医は、決められた診療日に診療に参加しなければならない。

第7条 協力医は、原則として本会が開催する研修会に参加しなければならない。

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、本会の定款および諸規則を準用する。

第9条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは本会理事会の議決を得なければならない。

付 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年10月1日から施行する。